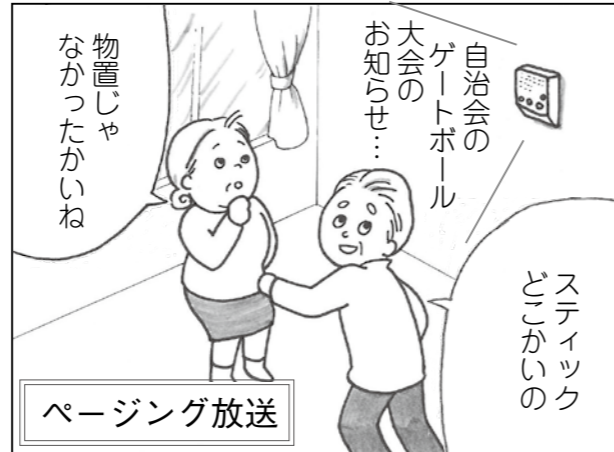
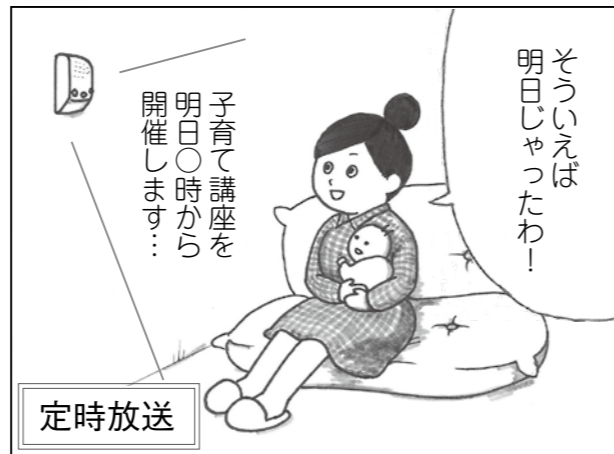
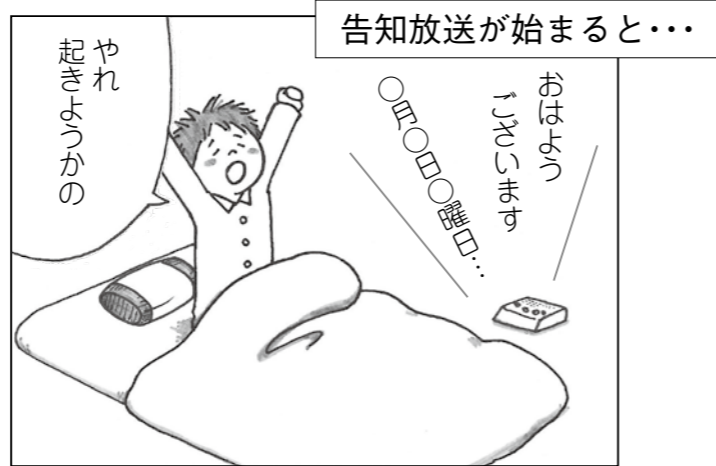
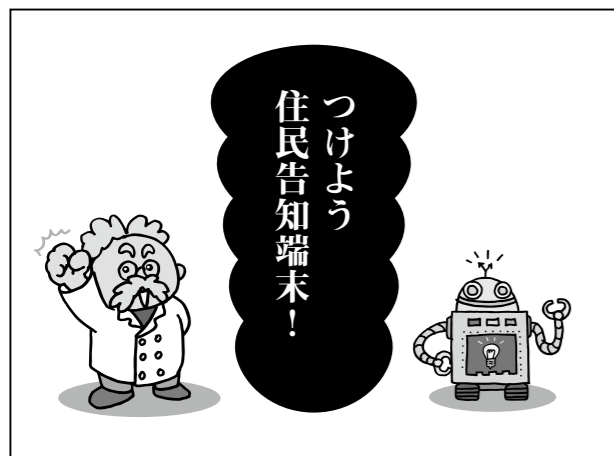




緊急放送(最大音量)



住民告知端末を設置しましょう!



これまでお知らせしているとおり、超高速情報通信網整備事業で市内全域に敷設される光ファイバーケーブルを活用して、市は緊急情報や行政情報をお知らせする「告知放送」の実施に向け準備を進めています。

この放送を聞くための「住民告知端末」は市が購入し、各世帯・事業所などに設置します。ただし、使用するには申請が必要です。

(次のとおり使用料が必要な場合があります。)

住民告知端末の使用料

- ①庄原市の住民基本台帳に記載されている方が住んでいる家屋に設置
- ②官公署・法人・団体・個人事業主などが事業を目的に市内に所有・設置している事務所・事業所・作業所・工場などに設置

1回線あたり1台目 無料
1回線あたり2台目から 1台につき月額500円
(設置期間が5年を超えた場合は以降の使用料は無料)
※住民告知端末には外部スピーカーの端子がありますので、別な部屋でも同時に放送を聞くことができます。2台目を使用するより安価です。

- ③上記①②以外の場合

1回線あたり1台につき月額500円
(設置期間が5年を超えた場合は以降の使用料は無料)

使用申請書を 5月11日(月)から 配布する予定です。

住民告知端末の使用申請書は、本年度供用開始する地域の方々に、自治会単位で開催する説明会、または行政文書で配布します。また、企業・事業者へは庄原商工会議所・東城町商工会を通じ配布します。このほか、市役所情報政策課・東城支所総務室でも受け取ることができます。

住民告知端末は 市が無料で設置! 使用料も無料!

(住民宅に設置の場合で、1通信回線に1台まで) さらに、今なら初期費用 22,800円(税別)も無料に!
※告知放送を利用するには、NTT西日本が提供するフレッツ光のサービスに加入が必要です。

情報政策課情報政策係 0824731113
広報広聴係 0824731159

庄原市に光がやってきます その4

「じじい注目じゃー!」

